

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

会議に付した事件は次のとおりである。

議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第6号）

議案第3号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）

同意案第1号 月形町固定資産評価員の選任について

発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議案第1号 議員派遣について

○ 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和7年第1回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において、

西山富夫 議員

滝口 伸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

○ 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

◎ 日程3番 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程4番 議案第2号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第6号）

○ 議長 大釜 登 日程3番 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程4番 議案第2号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第6号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書の3ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第1号は、人事院勧告に基づく国家公務員の改正給与法が、昨年12月17日に成立したことから、国家公務員の取扱いに準じ、月例給、ボーナスともに引き上げる改定等を行うため、職員の給与に関する条例ほか3条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容ですが、職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条において、12月に支給する期末手当の支給割合を一般職は0.05月分引上げて、「100分の127.5」とし、定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分引上げて、「100分の71.25」とするものであります。

また、12月に支給する勤勉手当の支給割合を一般職員は0.05月分引上げて、「100分の107.5」とし、定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分引上げて、「100分の51.25」とするものであり、期末手当及び勤勉手当を合わせたボーナスの年間支給割合は、一般職員で0.1月分、定年前再任用短時間職員で、0.05月分の引上げとなります。月例給につきましては、別表第1、別表第3、別表第4の改正によるものであります。

次に、常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正は、第2条において、12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.1月分引上げて、「100分の235」とするものであります。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

次に、4ページをお開きください。職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正は、第3条において、世帯等の区分において、それぞれ、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げる規定であります。

次に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第4条において、給料表を改定するとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引上げて、「100分の175」とするものであります。附則であります。第1条第1項、この条例は公布の日から施行しますが、第1条、第2条、第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

次に、議案書17ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第2号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

第1条ですが、補正予算第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,544万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,723万2,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、18ページから19ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別の説明をいたしますので32ページをお開きください。最初に歳出でございます。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費15万4,000円の増額でございます。説明欄でございますが、人事院勧告の準拠による期末手当額の増額として議員期末手当でございます。

次に、34ページをお開きください。2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費1,145万9,000円の増額でございます。説明欄でございますが、特別職給与費、期末手当、寒冷地手当、人事院勧告に基づく各手当の改定に伴う増額でございます。一般職の給与費でございますが、人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。2款 総務費 1項 総務管理費 7目 会計管理費51万7,000円の増額。説明欄でございますが、会計管理経費として増額でございますが報酬、それから共済費につきまして職員の産前産後休暇に係る会計年度任用職員の配置に

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

伴う報酬及び共済費でございます。令和7年2月1日から令和7年3月31日までの経費でございます。

36ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、備考欄でございますが、住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金でございます。補正額は2,214万4,000円の増額でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いて行うエネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援する事業で、令和6年度において、住民税非課税となる世帯に対し一世帯当たり3万円を給付するものでございます。

次に、3款 民生費 1項 社会福祉費 2目 老人福祉費46万4,000円の増額でございます。説明欄のとおりでございますが、介護保険事業特別会計繰出金でございます。

次に、3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費71万1,000円の増額でございます。説明欄でございますが、児童手当の給付事業17万2,000円でございますが、児童手当の対象者の拡大に伴うシステム改修業務でございます。財源は国の交付金となっております。

次に、住民税非課税世帯等重点支援こども加算でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いて行うエネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援をする事業で、住民税非課税世帯重点支援臨時交付金の対象世帯で、18歳未満の子を扶養する場合に子ども1人に対し、2万円を加算し、世帯主に交付するものであります。財源は全額、国の交付金となっております。

続きまして、26ページをお開きください。歳入でございます。

14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金2,268万3,000円の増額でございます。先ほど歳出で申し上げましたとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付金でございます。14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金17万2,000円の増額でございます。子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正準備事業分）でございます。先ほどの児童手当システム改修の財源となっております。

次に、28ページをお開きください。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,259万2,000円の増額でございます。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

次に、30ページをお開きください。20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入2,000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

以上で議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第3号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○ 議長 大釜 登 日程5番 議案第3号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 それでは、議案の41ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第3号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,385万3,000円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、42ページから43ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、事項別の説明をいたします。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

52ページをお開きください。歳出でございますが、3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございます。29万9,000円の増額でございます。説明欄でございますが、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。

次に、3款 地域支援事業費 2項 包括的支援事業・任意事業費 2目 総合相談事業費16万5,000円の増額でございます。総合相談事業費、これにつきましても人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。

続きまして、50ページをお開きください。歳入でございます。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 2目 その他一般会計繰入金、補正額46万4,000円の増額でございます。説明欄でございますが、事務費の繰入金46万4,000円の増額でございます。先ほどの歳出の給与改定に伴う人件費の増額に対する事務費の繰入金となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第4号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）

○ 議長 大釜 登 日程6番 議案第4号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書の57ページをお開きください。ただいま議題となりました議案第4号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。第2条 収益的支出の予定額の補正であります。支出の部 1款 病院事業費用 1項 医業費用の増減はございませんので、病院事業費用の総額についても増減はございません。

次に、62ページをお開きください。収益的支出でございます。

1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、補正予定額428万5,000円の増額でございます。説明欄でございますが、給料、医療技術員の給料と看護師の給料でございますが、人事院勧告に基づく給料及び各手当の改定に伴う増額でございます。手当につきましても寒冷地手当の増額でございます。人事院勧告に基づく手当の改定に伴う増額でございます。

次に、1款 病院事業費用 1項 医業費用 2目 材料費、説明欄の薬品費でございますが、428万5,000円の減額でございます。当初見込んでいた薬品費の減額を見込むものでございます。

次に、57ページに戻っていただきまして、第3条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費、給与費であります。428万5,000円増額し、4億3,950万2,000円に改めるものであります。

次に、第4条 たな卸資産購入限度額については、5,448万円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 （午前10時19分休憩）
（村瀬住民課長 午前10時19分退席）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午前10時20分再開）
- ◎ 日程7番 同意案第1号 月形町固定資産評価員の選任について
- 議長 大釜 登 日程7番 同意案第1号 月形町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書69ページをお開きください。ただいま議題とされました同意案第1号 月形町固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。同意案第1号 月形町固定資産評価員の選任について、次の者を月形町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。住所 樺戸郡月形町****、氏名 村瀬潤一、****生まれ、今回、固定資産評価員 藤原栄一氏の辞任に伴い、同氏の後任者として、月形町住民課長の職にある村瀬潤一氏を選任したく、この案を提出するものであります。ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りします。同意案第1号は、原案のとおり同意することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 （午前10時20分休憩）
（村瀬住民課長 午前10時20分入室）

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前10時20分再開)

- ◎ 日程8番 発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程8番 発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 発議第1号をご覧願います。発議第1号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条第1項の規定により提出するものです。令和7年1月15日の提出です。なお、発議の賛成者として、月形町議会議員 松田順一議員、同じく東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明いたします。

月形町議会議員の期末手当につきましては、月形町常勤特別職の期末手当と同様に人事院勧告に基づくほか、議会改革の議論を行う中で改定を行ってきたところであります。

令和6年は、8月8日付けで人事院から給与改定について国に勧告がなされたところであり、これを受けて11月29日に人事院勧告どおりに国家公務員の給与改定を行う閣議決定がなされ、12月17日に法案が成立いたしました。

これを踏まえ、月形町常勤特別職及び月形町職員の動向も勘案しながら、議員の期末手当の改定について検討した結果、人事院勧告に準拠して議員の期末手当の改正を行うこととし、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容について説明いたします。改正内容は、期末手当を0.1月引き上げるもので、12月に支給する期末手当の率を「100分の225」から「100分の235」に改めるものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年12月1日から適用するものです。

令和7年第1回月形町議会臨時会（1月15日）

以上、提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 お諮りいたします。本件につきましては、この際、質疑、討論を省略し、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 会議案第1号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 日程9番 会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり、決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 大釜 登 以上で本臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって令和7年第1回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時27分閉会）